

No.110
786/15

小国町青年スポーツ大会開く

さる6月9日(金)～11日(日)、中学校体育館と総合グラウンドにおいてスポーツ大会が開催されました。
バレー・バスケット・卓球・野球に、若人 350名余りが参加、和気あいあいのうちにも真剣に勝負を競っていました。

町の人口 5月31日現在 () 前月比
男 4,719人 (-7) 女 4,891人 (+5) 計 9,610人 (-2) 世帯数 2,302 (-3)
発行 小国町役場 編集 総務課庶務係 [☎ 越後小国 (025895) 3111 (代)]

農業委員 改選近づく

農業委員会委員の任期(3年)が7月19日で満了になるところから、全国統一に7月14日(金)選挙が行われる予定になっています。

—— 投票のできる人 ——

1月1日現在でみなさんから選挙人名簿登録申請書を提出していただきました

農業委員会とは

農業委員会は農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持その他全般にわたる問題を、農民の創意と自主的努力によって総合的に解決していくことを目的とした、農業および農民の一般の利益を代表する機関として、農業委員会等に関する法律に基づき原則として市町村ごとに設置されている行政委員会であります。

【委員会の行う事務】

必ず行わなければならない必須的の事務として……農地法に基づく農地、採草放牧地等の利用関係の調整と自作農の創設維持、土地改良法に基づく農地等の交換分合等事務があり、必要に応じて行うことのできる任意的事務として……農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止、農地等の交換分合のあっせん、農業および農村に関する振興計画の樹立および実施の推進、農業技術の改良その他農業生産の増進、農業経営の合理化、農民生活の改善等に関する事務などがあります。

【委員】

直接農民から選挙される委員と、農業協同組合、農業共済組合、町議会がそれぞれ推せんし、町長が選任する委員からなる合議体です。
*選挙で選ばれる委員……13人
*農協が推せんし町長が選任…2人
*農業共済組合が推せんし町長が選任…1人
*町議会が推せんし町長が選任2人(現員) 計 18人

が、それを農業委員会で形式的実質的に審査・判断をし、選挙管理委員会で調整した名簿を作成してあります。

その名簿に載っていて、現在小国町に住んでいる人は投票できます。

—— 立候補のできる人 ——

小国町に住所を有し、年齢が満20歳以上で、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者か、または、その同居の親族配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事したと認められる人は立候補できます。

7月上旬に選挙の告示がされ立候補の受け付けがされますので、詳しく知りたい人は、役場内選挙管理委員会にお問合せください。

なお、立候補予定者説明会を下記のとおり予定しております。

立候補予定者説明会

とき 6月28日 午後1時
ところ 就業改善センター



投票日 7月14日(金)

小国町農業委員会委員 選挙人名簿登録者数

(3月31日確定)

住所	男	女	計
山野田	51	42	93
大貝	42	41	83
三桶	88	81	169
苔野島	73	73	146
小栗山	128	119	247
原	108	106	214
森光	93	90	183
諏訪井	132	119	251
太郎丸	117	120	237
小国沢	56	43	99
上岩田	86	81	167
法末	96	101	197
楢沢	82	79	161
新町	76	73	149
上谷内	25	26	51
相野原	94	85	179
二本柳	42	52	94
猿橋	49	31	80
法坂	128	119	247
桐沢	110	116	226
金沢	9	10	19
箕輪	60	62	122
上村	25	33	58
下村	87	79	166
武石	133	139	272
押切	53	48	101
七日町	85	95	180
上栗	99	87	186
八王子	72	68	140
芝ノ又	24	20	44
原小屋	90	80	170
千谷沢	83	88	171
鷺之島	98	83	181
計	2,594	2,489	5,083

選挙をきれいに

～贈らない・もらわない・求めない～
金のかからない選挙、金をかけない選挙が以前から叫ばれています。
候補者または候補者になろうとする人に、金を使わせないようにみんなで心がけ明るく正しい選挙をしましょう。

出稼者のお知らせ 健康診断

今秋出稼を予定されている方は、自分の身体の健康を確認するため検診を受け、悪いところがあったら完全に直し

て、安心して出稼できるようにしましょう。

1. 対象者……出稼される方全員 (個人あて通知します)
2. 検診……柏崎保健所
3. 受付時間……午前9時～10時30分

今月の納税

町県民税 第1期
国保税 第3期
国民年金 第2期
保育料 6月分

午後1時～2時30分
4. 個人に通知がない人で出稼を予定している人も、ぜひ受診してください。

児童手当現況届をお早く!! 6月30日まで

児童手当の支給を受けている方はすべて、6月1日から6月30日までの間に「児童手当現況届」を町長に(公務員と3公社に勤めている方はその勤め先に)提出しなければならぬことになっています。

この「児童手当現況届」により、町長は手当の支給を受けている方の前年の所得の状況や児童の養育の状況を確認し、引続いてその方が手当を受けられるかどうかを判断することになっています。

もし、この届がない時は、引続いて手当支給を受ける資格があっても6月以降支給ができなくなりますので、必ず提出してください。

用紙は役場窓口にあります。

期 日	実 施 会 場	区 分	対 象 部 落
7月6日(木)	下小国小学校	午前	鷺之島・原小屋・七日町・押切
		午後	千谷沢・上栗・武石
7月7日(金)	小国橋小学校	午前	下村・桐沢
		午後	法坂・上村・箕輪・金沢
7月11日(火)	上小国小学校	午前	苔野島・大貝・三桶・森光
		午後	山野田・原・小栗山・諏訪井
7月12日(水)	就業改善センター	午前	太郎丸・小国沢・上谷内・法末
		午後	上岩田・檜沢・八王子・芝ノ又
7月13日(木)	就業改善センター	午前	新町・相野原・二本柳・猿橋
		午後	上記日程に都合の悪い方どなたでも

上記日程で実施致します。
どうしても上記日程に都合の悪い方は7月13日午後を受診してください。

米の検査等級が変わります

国内産米の検査等級区分は、昭和三十一年以後一～五等で行なわれてきました。

今回の改正によって、「等級区分」は現行の一～三等を合併して新一等に、現行の四等は新二等に、現行五等は新三等になります。

なお、検査規格は「等級区分」と同じように、新規格の三等は現在の五等、二等は四等と同じになります。一、二については現在の三等と同じ規格になります。

この改正の理由は、昭和四十四年の自主流通制度の発足以降、品質の評価が等級を細分化するよりも、銘柄に重きが置かれるようになったこと、最近、稲作の機械化・省力化によって、一～二等級米の回収率が減少したこと、精米機の性能、とう精技術の向上などによって細分化が必要なくなったこと、倉庫収容力の増大、運送の効率化や売買業務の簡素化、検査業務の効率化にも適合すること、米の取引当事者が、等級を三区分に整理合理化することを希望していること、などの理由で改正されることになったものです。

この検査規格は五十二年産米から適用になります。

【水稲うるち玄米】

現 行	(整粒歩合)				
	90%	80%	70%	60%	45%
等級別比率 (46年～50年平均)	1等	2等	3等	4等	5等
	0.0%	4.6%	51.8%	38.4%	5.2%
改 正	1等		2等	3等	
	56.4%		38.4%	5.2%	

母子家庭のための 貸付制度について

母子、及び寡婦福祉資金についてのあらましをお知らせいたします。

紙面の都合で説明不十分となりますが細かいことは役場にお尋ねください。

世帯更生資金制度については、福祉だより「浪海」でお知らせいたします。

なお、小国町ではこれら資金借入者のうち、一定限度内の所得者(低所得者)に対して利子の助成(小国町福祉資金助成条例)をおこなっております。

- ① 母子福祉資金
20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭のお母さんにお貸しするものです。
- ② 寡婦福祉資金
お子さんが20歳以上で、母子福祉資金が借りられなくなった40歳以上のお母さんで、なお生計の中心になっておられる方(1人住まいの方も)にお貸しするものです。

おじいちゃん おばあちゃん あなたもやってみませんか

現在、小国町には27の老人クラブがあり、会員数は1,810人です。

長い間社会のためにご苦労されて、今では孫の手をひきながらの方々も多いことと存じます。これからは健康で、生きがいのある毎日を送っていただくため、「お年寄り趣味の教室」を実施しております。

わからなくても下手でもいいのです。どうか大勢のみなさんから参加していただきたいのです。

- * 菊作り教室
- * 楽焼き教室
- * 俳句教室
- * 盆裁教室
- * 書道教室
- * 民具教室

参加されたい方は、あなたの老人クラブの会長さん、または延命荘(☎2027)までご連絡ください。

母子・寡婦福祉資金貸付金の種類と限度額

資金別	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始	1,000,000	貸付の日から1年間	7年	年3%
事業継続	700,000	// 6ヶ月	3年6ヶ月	//
就職支度	50,000	// 1年間	5年	//
住 宅	700,000	// 6ヶ月	6年	//
	災害 850,000			
技能習得	月額 6,000	習得期間満了後 6ヶ月	10年	//
療 養	100,000	療 養 //	5年	//
	特別 150,000			
生 活	月額 48,000	療 養 技能習得 //	5年 10年	//
転 宅	30,000	貸付の日から //	3年	//
修 業	月額 6,000	技能習得満了後 //	5年	//
結 婚	100,000	貸付の日から //	5年	//
修 学	(別表)	卒 業 後 //	10年	無利子
就学支度	高校 自宅 30,000	修 学 卒業後 //	10年	//
	自宅外 40,000			
	高専 自宅外 40,000	修 業		
	大学 自宅 40,000			
大学 自宅外 50,000				

別表 母子・寡婦福祉資金貸付金修学資金

学校種別	学年別	1年	2年	3年	4年	5年	
		円	円	円	円	円	
一般貸付	高等学校	国立	5,000	5,000	3,000		
		私立	7,000	6,000	4,000		
	高等専門学校	国立	5,500	5,500	3,500	6,000	6,000
		私立	8,000	7,000	5,000	8,000	8,000
短期大学	国立	11,000	11,000				
	私立	13,000	11,500				
大 学	国立	11,000	11,000	6,000	6,000		
	私立	14,000	12,000	11,000	9,000		
特別貸付	高等学校	国立	6,000	6,000	4,000		
		私立	9,000	8,000	6,000		
	高等専門学校	国立	6,500	6,500	4,500	8,000	8,000
		私立	10,000	9,000	7,000	11,000	11,000
	短期大学	国立	13,000	13,000			
		私立	15,000	13,500			
	大 学	国立	13,000	13,000	8,000	8,000	
		私立	17,000	15,000	15,000	13,000	

日赤社費 納入のお礼

昭和53年度日本赤十字社費納入につきましては、皆様方の御理解と御協力によりまして、目標額を上まわる実績をあげさせていただき、大変ありがとうございました。

さっそく県支部へ 645,800円を納入させていただきました。

この社費は、国際活動や災害救護など人類の平和に貢献すべく財源となります。今後ともよろしく御協力をお願い申し上げます。

部落名	社員数	金額	部落名	社員数	金額
山野田	41	12,300円	法坂	118	35,800円
大貝	32	9,600	桐沢	82	24,600
三桶	68	20,400	猿橋	43	12,900
苔野島	55	16,500	金沢	13	3,900
原	101	30,300	箕輪	26	7,800
森光	69	20,900	上村	26	7,800
小栗山	37	11,100	下村	84	25,200
諏訪井	106	31,800	武石	116	35,200
太郎丸	117	35,100	押切	37	11,300
小国沢	40	12,000	七日町	69	20,700
上岩田	65	19,800	上栗	88	26,400
法末	74	22,200	原小屋	69	20,400
柄沢	59	18,300	千谷沢	70	21,000
新町	102	30,600	鷺之島	88	26,400
相野原	88	26,600	八王子	53	15,900
二本柳	34	10,200	芝ノ又	22	6,600
上谷内	21	6,300	合計	2,142	645,800円

税のコーナー

税金が戻ります

所得税の特別減税について

今回、昭和52年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人 6,000円、控除対象配偶者は1人につき 3,000円として計算した金額です。ただし、昭和52年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。

そこで、そのあらましを説明しましょう。

＜還付を受けられる人＞

還付を受けられるのは、昭和52年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

＜還付方法とその手続＞

① サラリーマンの場合

本年6月1日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、6～7月ごろ勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり、2ヵ所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときは、その分については、次に説明する「事業所得者などの場合」と同じ方法で還付されます。

② 事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、6月末ごろに税務署から特別減税についてのお知らせが送付されますから、これに同封してある還付請

求書用紙に所要の事項を記入して、税務署に送り返してください。そうしますと、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受け取ることになります。

円高関連中小企業者に対する

欠損繰戻し還付の特例について

昨年来の著しい円高によって多大な影響を受けている中小企業者に対しては、税金の面において純損失や欠損金を3年間繰戻して、所得税や法人税の還付が受けられることになりました。

この特例の適用が受けられるのは、継続して青色申告をしている個人事業者や内国法人で、円高により事業活動に支障が生じているものとして、県知事（または町長）の認定を受けた中小企業者に限られます。

そこで、この特例についてそのあらましを説明しましょう。

＜青色申告をしている個人事業者＞

昭和52年分・昭和53年分の所得に赤字が出た場合、その赤字の額を、赤字になった年の前3年間のいずれかの年分の所得から控除して、その控除額に対応する所得税の還付を受けることができます。

この繰戻し還付を受けるには、各年分の所得税の確定申告を期限内に提出し、県知事等から交付を受けた「認定中小企業者に該当する旨の認定書」の写しを添付した還付請求書を、確定申告書といっしょに提出しなければなりません。

しかし、昭和52年分の確定申告書を期限内に提出した方の還付請求書は、昭和53年7月31日までに提出すればよいことになっています。

＜青色申告をしている内国法人＞

昭和52年6月1日を含む事業年度から2事業年度（半年決算の場合は4事業年度）において欠損金が生じた場合、その欠損金額に対応する法人税額を、欠損になった事業年度の前3事業年度（半年決算の場合は6事業年度）に納めた法人税から還付を受けることができます。

還付請求の手続きは個人事業者の場合と同じですが、昭和52年6月1日から昭和53年4月30日までの間に終了する事業年度についての還付請求書は、昭和53年7月31日までに提出すればよいことになっています。

税金はみんなのために使われる

私たちが健康で快適な生活ができるように、国や地方公共団体はいろいろな活動を行っています。

これらの活動に必要な費用は、私たちみんなが分担し合っていかなければなりません。これが税金というわけです。

国の活動を表わす昭和53年度の一般会計予算は、このうちの約60パーセントが税金でまかなわれています。

★ 歳出千円あたりでは… ★

- ・私たちの健康や生活を守るために…… 237円
- ・住宅や道路などの整備のために…… 159円
- ・教育や科学技術の振興のために…… 112円
- ・地方財政の援助のために…… 171円
- ・国土防衛のために…… 55円
- ・国債の償還や利子支払のために…… 94円
- ・その他いろいろな施策のために…… 172円

生活のリズムにレゾナンス 体力づくり

◆ みんなのたのしい「町民体育大会」

※ ひとり一種目運動の輪をひろげよう ※



- 期 日
6月25日(日)
雨天の場合は7月2日(日)
- 会 場
第1会場
(上小国小学校グラウンド)
第2会場
(中里小学校グラウンド)
第3会場
(下小国小学校グラウンド)

※ 詳しい内容は、各戸へ配布のプリントの通りです。
※ 会場により、おもしろいとび入り種目も用意してあります。

◆ 仕事とスポーツの対話

＝ “おはようマラソン”記録会 ＝



- 期 日 7月9日(日)
- 時 刻 6時30分
- 会 場 就業改善センター前広場
～無雪道路

自分の体力にあったペースでコースをまわしましょう。……あるいても、走っても、また歩いても……男女、性別、年齢を問いません。秋にふたたび同一コースで記録会をひらきます。それまでうんと走りこんで、自分の体力がどれだけ向上したか確かめましょう。

※ その他(案内等)



- (1) なぎなた普及講習会
7月29日(土)～31日(月)
柏崎小学校
小学校3年生以上、どなたでも(詳しくは教育委員会へ)
- (2) 少年スポーツ教室(予定)
ちかいうちに開講します。ふるって参加しましょう。
● 剣道(新しく始めます。)
● 野球(各小学校の希望により講師を派遣します。)
● 卓球(毎週土曜日、中里小学校において)

◆ 自分の体力年齢を たしかめよう

＝ 壮年体力テスト ＝



- 期 日 7月16日(日)
- 会 場 町内各小学校体育館及びグラウンド
- 時 刻 10時より、11時より
1時より、2時より
- 対 象 30歳以上の男女
- 内 容
・反復横とび(敏しょう性)
・垂直とび(瞬発力)
・握力(筋力)
・ジグザグドリブル(巧み性)
・急歩(持久力)
男 1,500メートル
女 1,000メートル) 歩く

◆ 優勝のゆくえは?

＝ 早起き野球大会組合せ決定 ＝

- 期 間 6月4日(日)～8月6日(日)
- 試合方法
総当たりリーグ戦(36試合に及ぶマラソン野球大会になりました。)
- 会 場 総合グラウンド
- 出場チーム
1. 東洋電子 2. 研精舎
3. レインボー 4. 小国町役場
5. スターズ 6. ヤング
7. プラザーズ 7. フェアザーズ
8. 商工クラブ 9. ダンデーズ

◆ 町長杯、志村杯の ゆくえは ＝ 町民卓球大会(個人) ＝



- 期 日 7月23日(日)9時より
- 会 場 小国中学校 体育館
- 種 目 個人戦
中学生(男・女)
一 般(男・女)



▲ 消防カアップ
昭和53年度防災事業の1つとして、このほど小型ポンプ3台の更新がされ、6月3日交付式が行われました。
今回更新された部は次のとおりです。
◆ 第1分団3部 (三 桶)
◆ 第2分団1部 (小栗山)
◆ 第5分団5部 (鷺之島)
◀ 早起き野球大会
2年目を迎えた早起き野球大会が、6月4日からスタート、出場9チームによって8月6日まで試合が続けられます。



梅雨期に激増 —交通事故—

毎日がうっとうしい梅雨空の6月は、連日の雨で道路がたいへん滑りやすくなっています。

昨年の統計からみても6月の雨の日の交通事故は、全国で約1万件近い。3・4・5月の各月の雨の日の5千件前後にくらべると、倍近い数字となり、梅雨シーズンがいかに交通事故発生の危険が増大しているかわかります。

ドライバーにとって、雨の日は視界が狭くなるうえに路面が滑りやすく、車はちょうど氷の上を走っていると考えると、危険度が高くなります。

ドライバーのみなさんは、次にあげる当然の注意事項をもう一度確認してください。

- 晴れの日よりもグーンと速度を落とし、車間距離を十分にとりましょう。
- 工事現場の鉄板や路面電車のレールなどは、滑りやすくなるので特に注意しましょう。
- ワイパーは常に整備しておきましょう。

その他、ブレーキの作動は十分か、タイヤの空気圧はちょうどいいか点検整備を怠らないようにしましょう。

- 視界が狭くなるため、道路のデコボコや歩行者の有無について、無意識に

町政懇談会の開催について

いま、私達が暮らす農村社会は幾多の諸問題をかかえております。

これらに対応し、明るく住みよい地域社会をめざし、円満な行政運営を推進するため、地域の皆様方と町執行部が直接懇談の機会を通じ、行政に反映させることも有意義かと存じます。

も見込み判断しがちですが、「見込み運転」は絶対にやめましょう。

- 雨の降りはじめは、歩行者はぬれまといと先を急ぎます。十分気をつけてください。

そのためには、町の今後の計画（特に地域農政の推進）を示し、さらには町民の意見を広く求め、共に歩む基本的姿勢を推進するため、ブロック毎の町政懇談会を次により計画いたしましたので、よろしくご理解・ご協力くださるようお願いいたします。

グループ編成及び日程

グループ別	グループ範囲	開催日及 び時間	会 場
第 1	大貝・三桶・岩野島	6月26日 午後1時30分	岩野島集落開発センター
第 2	山野田・原・森光・小栗山	6月27日 午後1時30分	原 公 民 館
第 3	諏訪井・太郎丸	6月28日 午後1時30分	太郎丸集落開発センター
第 4	法末・小国沢・上岩田	6月29日 午後1時30分	小国沢公民館
第 5	新町・上谷内・相野原・二本柳・猿橋 楢沢・金沢・八王子・芝ノ又	6月30日 午後1時30分	就業改善センター
第 6	法坂・桐沢・箕輪・上村・下村	7月3日 午後1時30分	小国橋小学校
第 7	武石・押切・上栗・七日町	7月4日 午後1時30分	七日町担い手センター
第 8	原小屋・千谷沢・鷺之島	7月5日 午後1時30分	小国町農協第4支所



献血にご協力を

～ ゆうあい号が来町します～

- ◎と き 6月27日(火)
10時～3時
- ◎と ころ 就業改善センター

明日への希望を語り合いませんか 小国町農業委員会

小国町農業委員会では後継者対策事業に取り組んで3年目を迎えました。

町民のみなさん方のご理解ご協力をいただき、その成果をあげつつある現状でありまして感謝しているところであります。

昨年度第1回のレクリエーションを実施し、その目的は達成したものと思っております。

本年度も次によりまして第2回目のレクリエーションを実施致します。明日への希望を語り、意見を交換し、行楽をも

かねて行う集いに、あなたもぜひご参加ください。

— 記 —

- ① 実施日……昭和53年7月9日
- ② 実施する場所……東頭城郡松之山町
- ③ 参加資格……
男子——20歳以上の方
女子——18歳以上の方
- ④ 参加申込方法……
参加を希望される方は、農業委員会事務局へ、字別・世帯主名・本人の氏名を6月26日までにご連絡ください。

「なんでも相談室」開設

小国町農業委員会では、町の後継者対策事業の一環として、昨年7月から後継者対策相談室を設置して、広く一般の皆様方からご利用いただいていたところがあります。

4月からは更に相談の内容を充実させその効用を高めるために、次のように運営をいたしておりますのでご利用をお待ちいたしております。

農 業 委 員 会

- 日 時 毎月15日
(日曜または祭日にあたる場合は翌日)
- 場 所 就業改善センター
- 相 談 員 農業委員会委員
- 相 談 の 内 容
① 後継者に関する事
② 農地法に関する事
③ 農業者年金に関する事
④ その他農業委員会業務全般

川をきれいにしましょう

ⅢⅢ 河川・海岸愛護月間 ⅢⅢ

昭和53年

6月1日から
30日まで

この期間中、特に町内河川のバトロールを強化し、ゴミ不法投棄の取締りを行います。



危険物取扱者試験の実施

- 試験日時 昭和53年7月26日(水)
9時30分から
- 試験の種類 甲種・乙種(第4種)・丙種
- 願書の受付期間 昭和53年6月26日(月)

昭和53年7月3日

※ 詳しいことは役場消防係まで

人権・行政相談所 開設

- 日 時 6月27日(火)
10時～3時
- 場 所 老人憩の家「延命荘」
- ※ 変なウワサをたてられ、名誉や信用を失ったとき。
- ※ ひどい騒音・震動・悪臭になやまされているとき。
- ※ 子供やお年寄りが虐待されているとき。
- ※ 行政に対して困ることがあるとき。

これらはほんの一例ですが、他に困ることがありましたらお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密を守ります。

- ◆ 相談担当者
法務局人権擁護係官・人権擁護委員

として保存しましょう

印刷
小千谷市位下印刷場